

国会議員要請 名簿

【第1班】衆議院第1議員会館

振興局	農業委員会名	役 職	氏 名
空知	深川市	会 長	菊 入 等
	滝川市	会 長	木 幡 孝 雄
	岩見沢市	会 長	山 谷 康 雄
	深川市	事 務 局	矢 櫃 博
石狩	石狩市	会 長	須 藤 義 春
	当別町	会 長	重 原 昌 章
	石狩市	事 務 局	吉 井 重 正
上川	南富良野町	会 長	小 林 彦 一
	比布町	会 長	上 西 彰 一
	美深町	委 員	瓜 田 晃
	南富良野町	事 務 局	小 室 伸 幸
留萌	留萌市	会 長	中 原 耕 治
	初山別村	会 長	立 田 幸 男
	小平町	会 長	吉 本 淳 一
	羽幌町	会 長	高 見 忠 芳
北海道農業会議		会 長	多 田 正 光
		農政・業務担当部長	佐 藤 匡 紀

【第2班】衆議院第2議員会館

振興局	農業委員会名	役 職	氏 名
後志	赤井川村	会 長	阿 部 猛
	京極町	会 長	後 藤 耕 藏
	岩内町	会 長	長谷川 剛
	赤井川村	事 務 局	秋 元 千 春
胆振	壮瞥町	会 長	南 和 孝
	苫小牧市	会 長	丹 羽 秀 則
日高	浦河町	会長職務代理	桑 田 正 己
	平取町	会 長	宮 入 司
	新ひだか町	会 長	金 森 靖 一
	浦河町	事 務 局	原 口 洋 孝
	平取町	事 務 局	及 川 利 一
	新ひだか町	事 務 局	神 谷 貴 史
渡島	七飯町	会 長	久保田 隆 博
	函館市	会 長	大 槻 寅 男
	七飯町	事 務 局	田 中 正 彦
檜山	せたな町	会 長	原 田 喜 博
	厚沢部町	会 長	外 崎 明
	せたな町	事 務 局	西 田 良 子
	厚沢部町	事 務 局	伊 藤 靖 徳
北海道農業会議		副 会 長	小 林 政 幸
		事務局次長	乾 泰 司

【第3班】参議院議員会館

振興局	農業委員会名	役 職	氏 名
宗谷	稚内市	会 長	金 村 広 史
	猿払村	会 長	円 丁 辰 夫
	枝幸町	会 長	高 橋 壮 治
	幌延町	会 長	卯子澤 芳 彦
	豊富町	会 長	横 山 廣 美
	稚内市	事 務 局	久 野 恵 介
林-ツ	紋別市	会 長	千 葉 好 弘
	北見市第二	会 長	樫 尾 英 司
	佐呂間町	会 長	佐 野 敏 治
	滝上町	会 長	舟 根 功
	湧別町	会 長	吉 村 智 之
	大空町	会 長	山 神 正 信
	小清水町	会 長	今 村 昇
	北見市第一	会 長	鎌 口 幹 雄
	網走市	会 長	山 田 健 一
	興部町	会 長	永 田 貢
	北見市	事 務 局	武 田 嘉 憲
	紋別市	事 務 局	内 田 誠
	北見市	事 務 局	市 山 恵 一
	釧路	弟子屈町	会 長
釧路町		会 長	工 藤 徳 一
北海道農業会議		副 会 長	中 谷 敏 明
		専 務 理 事	佐 久 間 亨

項 目	集合場所・集合時間
代表者集会	<p>【 集合場所 】 ホテル メルパルクホール 東京 東京都港区芝公園 2-5-20</p> <p>【 集合時間 】 12:30までに、会場へ各自集合してください。</p>
集合	<p>【第1班・第2班・第3班】 17:30 会場（座席）において、待機。 佐藤・乾が案内します。</p>
議員会館への移動	<p>【第1班・第2班・第3班】 地下鉄での移動となります。 佐藤・乾先導 三田線：芝公園 ⇒ 日比谷 千代田線：日比谷 ⇒ 国会議事堂前</p>
議員会館集合	<p>【 第1班 】 衆議院第1 16:15 多田会長・佐藤農政・業務担当部長 各農業委員会会長等 17名</p>
	<p>【 第2班 】 衆議院第2 16:15 小林副会長・乾事務局次長 各農業委員会会長等 21名</p>
	<p>【 第3班 】 参議院 16:15 中谷副会長・佐久間専務 各農業委員会会長等 23名</p>
要請活動	<p>【第1班・第2班・第3班】 16:15～17:30 ※ 各議員会館にて要請活動を実施</p>

項 目	場 所
代表者集会	ホテル メルパルクホール 東京 東京都港区芝公園2-5-20
要請活動	第1班 衆議院第1議員会館（全館対応） 衆議院第2議員会館（10～12階対応） 東京都千代田区永田町2-2-1 ※ 対象国会議員 10人
	第2班 衆議院第2議員会館（4～8階対応） 東京都千代田区永田町2-1-2 ※ 対象国会議員 10人
	第3班 参議院議員会館（全館対応） 東京都千代田区永田町2-1-1 ※ 対象国会議員 11人

【 各地方農業委員会連合会による個別要請について 】

振興局	要請先		
	月 日	場 所	要請先
空 知	11月29日 09:30~11:50	衆議院議員第1会館	渡 邊 孝 一
	11月29日 09:30~11:50	衆議院議員第2会館	稲 津 久
	11月29日 09:30~11:50	衆議院議員第2会館	神 谷 裕
後 志	11月28日 09:15~10:00	衆議院第2議員会館	中 村 裕 之
胆 振	11月29日 08:00~14:00	未 定	橋 本 聖 子
渡 島	11月28日 18:30~20:30	参議院議員会館	横 山 信 一
上 川	11月28日 09:30~10:00	衆議院議員会館	佐々木 隆 博
宗 谷	11月27日 18:00~20:00	東京都内	武 部 新
十 勝	調整中	衆議院第2議員会館	石 川 香 織
		衆議院第2議員会館	吉 川 貴 盛
		衆議院第1議員会館	鈴 木 貴 子
		参議院議員会館	鈴 木 宗 男
		参議院議員会館	高 橋 はるみ
		参議院議員会館	岩 本 剛 人
釧路・根室	11月27日 10:00~10:30	参議院議員会館	鈴 木 宗 男
	11月27日 16:30~17:00	農林水産省副大臣室	伊 東 良 孝
	11月28日 09:00~09:30	衆議院第1議員会館	鈴 木 貴 子

令和3年度農業政策・予算に関する要望書作成スケジュール

1. 作成スケジュール

時 期	項 目
令和元年11月	第8回常設審議委員会において要望書（原々案）を議論
令和元年12月	第9回常設審議委員会において要望書（原々案）を確定
令和2年 1月	各地方農業委員会連合会へ、要望書（原々案）を送付し、意見の提出を依頼
令和2年 2月	各地方農業委員会連合会から意見の提出
令和2年 2月	各地方農業委員会連合会からの意見の精査
令和2年 3月	第11回常設審議委員会において要望書（原案）を提示、議論
令和2年 4月	第1回常設審議委員会において、要望書（案）を提示、議論、確定
令和2年 5月	要望書印刷
令和2年 6月	北海道選出国会議員要請集会の開催

※ これまで、各地方農業委員会連合会からの意見の提出については、要望書（原案）等を示さず行っていたが、次回より、原案を提示した上で、不足分等について意見の提出を頂く方向へ変更するものとする。

2. 北海道選出国会議員要請集会の開催日程

開催月日 令和 2年 6月 2日

開催場所 星稜会館

東京都千代田区永田町2-16-2

電話 03-3581-5650

開催時刻

与党議員への要請 09:00～10:15

野党議員への要請 10:20～11:35

※ 全国農業委員会会長大会は、前日の6月1日に開催予定

令和3年度農業政策・予算に関する

要 望 書

(原々案)

令和 2年 6月 2日
(予定)

一般社団法人
北海道農業会議

令和3年度農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で専門的な経営が主体となり、生産性が高い農業生産を営み、安全・安心な食料の安定供給を通じて、国土・環境の保全など本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。しかし、担い手の減少と高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展など、難しい課題に直面している。

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の展開が必要である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために、農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった制度とはいいがたい面がある。

そのため、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会・一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る対策を中心に政策提案を取りまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、下記事項の実現について、強く要望する。

令和 2年 6月 2日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

記

【貿易協定における適切な国内対策の確立】

日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する必要な国境措置を確保すること。

また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。

【農業政策の確立】

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互惠に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上の実現が可能となるよう、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、地域の農業づくりの取り組みに対する支援について、中長期を見通した政策の基本を確立すること。

【農業生産基盤の強化】

(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。
- ② 作業効率の良い連担した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

(2) 所有権移転の促進

本道における担い手への農地集積率は、平成30年度時点で91.0%と高い水準を達成している状況にある。

本道の農地流動化は、所有権移転と貸借が拮抗している状況にあり、所有権移転に対する需要が高い状況にある。

所有権移転における農地流動化が、本道の高い農地集積率の達成の要因の一つと考えられる。

また、所有権移転を行うことにより、基盤整備等の農地改良が円滑に行われ、優良農地の維持にも貢献していると考えられる。

そのため、担い手への農地集積率の維持、農地利用の最適化の推進、優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進を政策として明確に位置付けること。

(3) 農地中間管理事業の特例事業と農業経営基盤強化準備金

農地中間管理機構が行う特例事業は、本道の高い農地集積率の達成の要因の一つと考えられる。(理論再考せよ)

また、農業経営基盤強化準備金においては、農地の流動化を行う際に有効な手段の一つであり、農地流動化の促進に貢献している制度である。

さらに、特例事業における一時貸付の期間において、農業経営基盤強化準備金を活用することは、特例事業による売渡時における農家負担を軽減するものであり、特例事業と農業経営基盤強化準備金を合わせて活用することにより、本道の農地集積率の維持に貢献するものと考えられることができる。

そのため、農地中間管理事業の特例事業に関する十分な予算の確保をするとともに、農業経営基盤強化準備金制度を恒久的な制度とすること。

(4) 農地の集約化の促進

担い手に対し農地を集約化させることは、効率的な農業経営の構築に寄与することになる。

現在、国は、農地中間管理事業において、担い手への農地の集約化を促進している状況にあるが、交換分合事業における担い手への農地集約化も有効な手段と考えられる。

しかしながら、交換分合事業においては、農地耕作条件改善事業等により補助対象とされてはいるが、必ずしも使い勝手のよい制度となっていない状況にある。

そのため、担い手への農地の集約化を促進する観点から、交換分合事業について、市町村・市町村農業委員会が単独で実施可能な支援施策を構築すること。

(5) 概算取得費の引き上げ

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。

そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特

別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費控除の対象とすること。

【担い手の育成・確保の強化】

(1) 家族経営の継承対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障が生ずることが想定される。

そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。

(2) 新規就農対策について

土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。

そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。

(3) コントラクター等への支援

農業経営法人化支援総合事業において、農地所有適格法人等に関するサポート事業が構築され、法人の設立・育成などが推進されている状況にあるが、農村現場においては、それに加えて個人経営を支援するための、コントラクター組織や、酪農ヘルパー組織などを育成することが、担い手育成の一環として重要である。

農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしていることから、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。

また、酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の

傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

【農業者の経営安定対策の充実】

(1) 経営安定対策の予算の確保等

「総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、現在のところ、TPP11、日EU・EPA等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営安定対策等、関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化資金等

農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

【農業者年金制度の改善】

(1) 特例付加年金の受給要件の緩和

特例付加年金の受給要件である20年以上の保険料納付済期間等について、経営主が冬期間の他業種での雇用等により、国民年金第3号の適用を受けた配偶者が受給要件を満たせなくなる事案が発生している。

そのため、国民年金第3号の適用を受けている期間を、保険料納付済期間等のカラ期間とする措置を講ずること。

(2) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度では、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に対して加入が認められている。

経営主の直系卑属の配偶者も担い手であることを踏まえ、政策支援の対象とすること。

【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】

(1) 鳥獣被害対策の拡充・強化

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策等により、一定の改善が図られているものの、本道においては、平成29年度より、被害額が増加している状況にあり、平成30年度においては、約49億円もの被害が生じている。

本道においては、特にエゾシカによる被害が大きく、次いで、ヒグマ、キタキツネなど、在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種、アライグマによる被害も近年増加傾向にあり、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、従来の対策に加え、鳥獣被害の具体的な削減目標を設定した上で、抜本的に改善するため、新たな対策を構築する必要がある。

そのため、野生鳥獣の頭数管理を含めた新たな鳥獣被害対策を構築すること。

(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保

都道府県が取り組む主要農産物の種子の生産・普及について、引き続き予算を確保すること。

(3) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について

現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。

遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、新たな規制措置を講ずること。

(4) スマート農業のための環境整備

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。

(5) 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。

(6) 電源の確保について

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。

さらに、風水害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。

(7) JRによる鉄道輸送力の確保対策について

JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。

本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道輸送力の維持・確保に向けた支援を行うこと。

【農業委員会・農業委員会ネットワーク機構の予算の確保】

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。

令和3年度農業政策・予算に関する要望書（要約）

1 国際貿易協定

- TPP11、日EU・EPA 3年目の水準へ
- 日米貿易協定の発効 TPP11と同水準

1 国際貿易協定による影響

- 農林水産省による試算では、約1,200～2,000億円、農林水産物の生産額が減少するとされている。
- 現在のところ、大きな影響は出ていないが、毎年関税の引き下げが行われることから今後の影響を懸念

1 貿易協定における適切な国内対策の確立

- 国内対策の充実
- 影響が出た場合における対応策の構築

2 食料自給率の状況

- 平成30年度においては、37%
- 目標は、令和7年度に45%

2 食料自給率の課題

- 平成25年度と比較すると2%低下
- 現在の状況では、45%を達成できない

2 農業政策の確立

- 食料自給率を向上させるためには、戦略的に政策を展開することが必要
- 地域の実態に即した中長期的な政策を確立することが必要

3 農業生産基盤

- 優良農地を維持するためには基盤整備が必要
- 農地の集積率の向上のためには、売買と賃貸の両方を推進することが必要
- 農地の集積率の向上のために農地中間管理機構の特例事業を活用することも効果的
- 農地の集約化を行うためには、交換分合事業を推進することも必要
- 売買による農地流動化を推進することも優良農地の確保に繋がる

3 農業生産基盤

- 基盤整備に関する事業の予算は、毎年確保されているが、継続して実施することが必要
- 本道においては、売買の意向が府県比べ高い状況、しかし、賃貸を中心とした施策が展開されている
- 特例事業は、農地の集積率向上の一翼を担っている。農業経営基盤強化準備金と併せて活用することで効率的に担い手の育成を図ることが可能
- 交換分合については、農地の集約化を行うための事業であるが、支援施策は使いづらい
- 農地の取得価格が分からず、高額な譲渡所得が発生することから、農地の売却をためらう場合がある

3 農業生産基盤

- 引き続き予算の確保が必要
- 貸借と併せて売買を促進することが必要
- 特例事業の予算の確保、準備金制度の維持が必要
- 使いやすい支援施策が必要
- 概算取得費の引き上げが必要

令和3年度農業政策・予算に関する要望書（要約）

4 担い手の育成・確保

- 家族経営の継承対策については、個人版事業承継税制など一定の対策が講じられている
- 新規就農対策については、農業次世代人材投資事業など対策は講じられている
- コントラクターなど農業経営を支援するための組織を育成することが必要

4 担い手の育成・確保の課題

- 個人版事業承継税制では、親に農業に関する負債のみが残る可能性がある
- 新規就農者に対しては、農業次世代人材投資事業による支援はあるが、総合的な支援とはなっていない。
- コントラクター等に関する直接的支援が十分ではない

4 担い手の育成・確保

- 個人版事業承継税制の農業経営での活用に関する検証と課題の解決が必要
- 新規就農の育成のための総合的な支援が必要
- コントラクター等に関する支援が必要

5 農業者の経営安定対策

- 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策が構築されている
- スーパーL資金は、農業経営における投資において重要な資金である

5 農業者の経営安定対策

- 農林水産省のTPP等における影響の試算では、1,200～2,000億円の影響が懸念されている
- 農機具・農業用施設等の価格が高騰

5 農業者の経営安定対策

- 国内対策の一層の強化が必要
- L資金の金利負担軽減措置の継続と融資枠の確保が必要

6 農業者年金制度

- 農業者の老後の資金の安定に貢献

6 農業者年金制度の課題

- 経営主が出稼ぎに出た場合、政策支援加入をしている配偶者の受給要件に影響が出る場合がある
- 後継者の配偶者は、政策支援加入できない

6 農業者年金制度の改善

- 左記の配偶者に対するカラ期間の特例措置が必要
- 後継者の配偶者も担い手であることから、対象とすることが必要

令和3年度農業政策・予算に関する要望書（要約）

7 北海道の維持発展のために

- 鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策等により一定の施策は講じられている。
- 種子法が廃止されている
- ゲノム編集農産物の取扱い
- スマート農業の促進
- 被災地の復興対策
- 電源の確保
- JRによる鉄道輸送力

7 北海道の維持発展のための課題

- 対策は講じられているが、平成29年度から被害額が増加に転じている
- 都道府県による種子の生産・普及は重要
- 食の安全・安心に懸念
- 農業経営の効率化を推進するためには、スマート農業を推進することも必要
- 胆振東部地震の被災地については、令和元年度内に復旧作業は完了
しかし、それで完全に復興された訳ではない。
- 自然災害が増加する中で、何らかの対策は必要
- 鉄道による農産物の輸送は、北海道において重要
しかし、JR北海道の経営状況から、路線の確保・維持に課題

7 北海道の維持発展のために

- 鳥獣被害が減少する抜本的な対策が必要
- 種子の生産・普及のための予算措置が必要
- ゲノム編集農産物について規制措置が必要
- スマート農業を活用するための環境整備（高速ブロードバンド）が必要
- 農地等の形を戻してもすぐには地力は回復しないことから、継続した支援が必要
- 電源確保に向けた対策と今後の災害への対策が必要
- 路線の確保・維持が必要であることからそのための支援が必要

8 農業委員会等の予算の確保

- 農業委員会業務は、制度改正の度に増加している

8 農業委員会等の予算の確保

- 機構集積支援事業においては、要望額に対し、毎年5割近くカットされている

8 農業委員会等の予算の確保

- 必要な予算を確保することが必要